

総合評価落札方式(営繕関係工事)に関する運用ガイドライン 新旧対照表

総合評価落札方式(営繕関係工事)に関する運用ガイドライン(平成 25 年 4 月 3 日制定)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後			改正前																										
<p>入札方式の分類</p> <p>略</p>			<p>入札方式の分類</p> <p>略</p>																										
<p>共通事項</p> <p>略</p>			<p>共通事項</p> <p>略</p>																										
<p>簡易評価型総合評価に係る採点基準</p> <p>【採点項目と配点】</p> <p>略</p> <p>【各評価項目と評価方法】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>評価項目</th> <th>評価方法</th> <th>配点</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>施工能力点数</td> <td> $4 \times (1 - \text{県工事受注額} / \text{県工事平均受注額または「生産指標額} \times k1$ (マイナスまで算出し、下限値はマイナス30点とする。また、小数点第2位未満を切り捨てるものとする。) (1) 略 (2) 県工事受注額(分子)は、3月22日からその翌年度の3月21日の間(以下、「算定期間」という。)に落札した同一の発注工種の落札額(年割額が設定されているもの(ゼロ県債、ゼロ国債を除く。以下同じ。))は調達公告で指定する年割額)の合計額とする。 以下略 (3)～(6) 略 </td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> </tbody> </table>			評価項目	評価方法	配点	略	略	略	施工能力点数	$4 \times (1 - \text{県工事受注額} / \text{県工事平均受注額または「生産指標額} \times k1$ (マイナスまで算出し、下限値はマイナス30点とする。また、小数点第2位未満を切り捨てるものとする。) (1) 略 (2) 県工事受注額(分子)は、3月22日からその翌年度の3月21日の間(以下、「算定期間」という。)に落札した同一の発注工種の落札額(年割額が設定されているもの(ゼロ県債、ゼロ国債を除く。以下同じ。))は調達公告で指定する年割額)の合計額とする。 以下略 (3)～(6) 略	略	略	略	略	<p>簡易評価型総合評価に係る採点基準</p> <p>【採点項目と配点】</p> <p>略</p> <p>【各評価項目と評価方法】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>評価項目</th> <th>評価方法</th> <th>配点</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>施工能力点数</td> <td> $4 \times (1 - \text{県工事受注額} / \text{県工事平均受注額または「生産指標額} \times k1$ (マイナスまで算出し、下限値はマイナス30点とする。また、小数点第2位未満を切り捨てるものとする。) (1) 略 (2) 県工事受注額(分子)は、3月22日からその翌年度の3月21日の間(以下、「算定期間」という。)に落札した同一の発注工種の落札額(年割額が設定されているものは調達公告で指定する年割額)の合計額とする。 以下略 (3)～(6) 略 </td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> </tbody> </table>			評価項目	評価方法	配点	略	略	略	施工能力点数	$4 \times (1 - \text{県工事受注額} / \text{県工事平均受注額または「生産指標額} \times k1$ (マイナスまで算出し、下限値はマイナス30点とする。また、小数点第2位未満を切り捨てるものとする。) (1) 略 (2) 県工事受注額(分子)は、3月22日からその翌年度の3月21日の間(以下、「算定期間」という。)に落札した同一の発注工種の落札額(年割額が設定されているものは調達公告で指定する年割額)の合計額とする。 以下略 (3)～(6) 略	略	略	略	略
評価項目	評価方法	配点																											
略	略	略																											
施工能力点数	$4 \times (1 - \text{県工事受注額} / \text{県工事平均受注額または「生産指標額} \times k1$ (マイナスまで算出し、下限値はマイナス30点とする。また、小数点第2位未満を切り捨てるものとする。) (1) 略 (2) 県工事受注額(分子)は、3月22日からその翌年度の3月21日の間(以下、「算定期間」という。)に落札した同一の発注工種の落札額(年割額が設定されているもの(ゼロ県債、ゼロ国債を除く。以下同じ。))は調達公告で指定する年割額)の合計額とする。 以下略 (3)～(6) 略	略																											
略	略	略																											
評価項目	評価方法	配点																											
略	略	略																											
施工能力点数	$4 \times (1 - \text{県工事受注額} / \text{県工事平均受注額または「生産指標額} \times k1$ (マイナスまで算出し、下限値はマイナス30点とする。また、小数点第2位未満を切り捨てるものとする。) (1) 略 (2) 県工事受注額(分子)は、3月22日からその翌年度の3月21日の間(以下、「算定期間」という。)に落札した同一の発注工種の落札額(年割額が設定されているものは調達公告で指定する年割額)の合計額とする。 以下略 (3)～(6) 略	略																											
略	略	略																											
<p>地域密着型総合評価に係る採点基準</p> <p>略</p> <p>別表・様式 別表第 2 別紙 略</p>			<p>地域密着型総合評価に係る採点基準</p> <p>略</p> <p>別表・様式 別表第 2 別紙 略</p>																										

